那覇市生活支援訪問型サービス従事者養成研修事業者実施要領

（趣　旨）

第１条　この要領は、那覇市生活支援訪問型サービス実施要領第10条における「一定の研修等」（以下、「本研修」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（目　的）

第２条　本研修は、生活支援訪問型サービスに従事する者の裾野を広げるとともに、本市で実施する生活支援訪問型サービスの質を確保するため、生活支援訪問型サービスに従事する者に必要な知識等を習得することを目的とする。

（実施主体）

第３条　本研修の実施主体は、那覇市生活支援訪問型サービスの指定を受けた事業者（以下「事業者」という。）とする。

（受講対象者）

第４条　本研修の受講対象者は、事業者にて雇用されている又は雇用予定の者で、本研修修了後に生活支援訪問型サービスに従事する者（以下、「受講者」という。）とする。

（研修の要件）

第５条　研修の内容については、次の各号に掲げるとおり定める。

（１）研修の形式は、研修のための場所と時間を確保し、講義を行うこと。

（２）研修カリキュラムは、別表「那覇市生活支援サービス従事者養成研修 カリキュラム」のとおりとする。

（３）研修合計時間は、15時間以上とし、各科目の時間配分については、内容に偏りがないよう十分に留意すること。

（４）研修の教材は、市が指定する「那覇市生活支援サービス従事者養成研修 標準テキスト」及び資料等（以下「標準テキスト等」という。）を使用すること。

（５）本研修の講師は、原則介護業務に１年以上従事している介護福祉士とし、研修科目の内容によって市が認める場合は、次の各号に掲げる要件を満たす者を講師とすることができるものとする。

（ア）社会福祉士

（イ）主任介護支援専門員

（ウ）看護師又は保健師

（エ）その他、市が認める専門知識を有する者

（６）研修の実施期間は、おおむね３日間とする。ただし、やむを得ない場合については、研修開始日から３ヶ月の範囲内で修了することができるものとする。

（７）事業者は、本研修を無料で実施すること。

（研修の実施方法）

第６条　事業者は、研修会場や講師及び受講者など本研修の実施に必要な調整を行い、「那覇市生活支援訪問型サービス従事者養成研修実施申請書（第１号様式）」に市が指定する資料を添付し、本研修を実施する１ヵ月前までに市に提出すること。

２　事業者は、第１項の申請の変更や中止、又は、次条第１項の「那覇市生活支援訪問型サービス従事者養成研修実施許可通知書（第２号様式）」の交付を受けた後に不測の事態により研修を中止する必要が生じた場合は、速やかに「那覇市生活支援訪問型サービス従事者養成研修実施変更・中止届（第４号様式）」に、関係書類を添付して市に提出すること。

（研修実施の決定）

第７条　市は、事業者の研修を実施しようとする者から申請があり、申請内容が基準を満たすと認められる場合、申請者に対し、「那覇市生活支援訪問型サービス従事者養成研修実施許可通知書（第２号様式）」及び標準テキスト等を交付する。

２　市は、申請の内容がこの要領に規定する要件を満たさないときは、申請者に補正を求め、申請者が補正を行わないときは、「那覇市生活支援訪問型サービス従事者養成研修実施不許可通知書（第３号様式）」を交付し申請を却下することができる。

（実施報告書等の提出）

第８条　事業者は、研修終了後１ヵ月以内に、「那覇市生活支援訪問型サービス従事者養成研修実施報告書（第５号様式）」、「那覇市生活支援訪問型サービス従事者養成研修修了者名簿（第６号様式）」及び「研修実施記録（第７号様式）」を市に提出すること。

（修了証明書の交付）

第９条　市は、前条の提出書類を精査し、適切に研修を受講した者に対して、「修了証明書（第８号様式）」を交付する。

２　修了証明書の紛失・破損等による再交付については、研修修了後５年以内とし、再交付を受けようとする者は、「那覇市生活支援訪問型サービス従事者養成研修修了証明書再交付申請書（第９号様式）」のほか、勤務証明書を市に提出すること。

３　市は、修了証明書を交付した受講者の情報を管理するため、「研修修了者管理表（第10号様式）」を整備する。

（サービス従事の開始）

第10条　事業者は、前条の修了証明書の交付を受けた受講者に限り、当該事業者で生活支援訪問型サービスに従事させることができる。

（責任の負担）

第11条　事業者は、本研修の実施にあたり、安全の確保、事故の防止、感染症の対策等について、必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、事業者の責めに帰すべき事由により生じた事故等について、その責任を負わなければならない。

（留意事項）

第12条　事業者は、本研修を実施するにあたり知り得た受講者等に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、 受講者本人の、研修に係る個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供するよう努めなければならない。

２　事業者は、受講者に対して、受講者が研修等において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　事業者は、本研修の実施について、市から必要な報告・指示・改善を求められた場合はその対応をするよう努めなければならない。

４　標準テキスト等を、複写・転載及び販売することを禁じる。

（その他）

第13条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和４年３月28日から施行する

別表　那覇市生活支援サービス従事者養成研修 カリキュラム

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **№** | **科　目** | **内　容** | **研修目安時間** |
| 1 | 制度の理解 『介護に関する基礎知識』 | 那覇市介護予防・日常生活支援総合事業及び地域包括ケアシステムを理解し、生活支援サービスの従事者としての役割について理解を深める。 | １時間 |
| 2 | 制度の理解 『介護予防日常生活支援 総合事業』 | １時間 |
| ３ | 職務の理解・ 訪問介護の理解 | 高齢者等の尊厳ある暮らしを支える為、自立支援、介護予防というサービス提供にあたっての基本的視点及びやってはいけない行動等に関する知識を深める。 | １時間30分 |
| ４ | 訪問介護の職業倫理 | １時間30分 |
| ５ | 尊厳の保持・自立支援 | １時間30分 |
| ６ | 介護の基本 | １時間30分 |
| ７ | 老化の理解 | 老化に伴う心身の変化、疾病の症状等を理解し、認知症の進行に合わせたケアや障害の受容支援ができるような知識を深める。 | １時間 |
| ８ | 認知症の理解 | １時間30分 |
| ９ | 障害の理解 | １時間30分 |
| 10 | 介護におけるコミュニケーション技術 | 記録や報告の重要性を理解すると共に事例等を通してコミュニケーション方法や家事援助を学び、高齢者等と信頼関係を構築するための知識を深める。 | ２時間 |
| 11 | 家事援助の方法 | １時間30分 |